

大分類 F — 製造業

大分類 總説

この大分類は、有機又は無機の物質に物理的、化學的變化を加えて新生産物を製造し、これを卸賣する事業所をいう。普通、工場作業場と稱せられるものであるが家内工業も含まれる。これらの事業所は動力作動機械、あるいは材料を處理する器具を使用するのが特徴である。しかし、たとえ手作業の場合でも本分類に含まれる。製造された部分品の組立も新生産物が構築物でなければ製造業とする。

製造業の加工原料は農業、林業、水産業、鑛業の生産物を含み、製造業でいう最終生産品とは最終消費に向けられるもの、あるいは更に加工するための原料となる半成品である。たとえば銅製鍊業の製品は電氣銅製造の原料であり、電氣銅は伸線業の原料であり、銅線は電氣機械器具製造業の原料になるごときである。

製造業の使用原料は生産業者から直接購入するか、市場を通じて購入するか、あるいは同一企業内の別の事業所から市場を通ずることなしに調達される場合もある。製造業は家庭消費者に對する直接販賣より、むしろ主として卸賣、工場間の移動、産業用使用者への販賣を行うものである。

印刷、出版、印刷サービス、屠殺業は製造業に分類される。

分類單位は單一の事業所であるが、時には幾つかの事業所からなる大企業組織の一部である場合がある。産業の決定は原則として事業所の主たる生産物によつて決定される。但し、この原則の適用を受けない若干の場合もあるが、それは各分類項目説明中に示してある。

動力工場、研究所、修理工場、車庫、倉庫のような製造業の事業所自身が使用する附隨事業は製造業事業所の主たる業務により分類される。製造業の本社、本店、出張所で主たる事業が卸賣でない場合は製造業と同じ産業に分類する。

製造業と他の産業との關係については、次の點が注意されなければならない。

(1) 農 業

農業における生産過程について、生産物が農地において育成されるか、農業生産物の加工がほとんど雇傭労働者を使用しない小規模なものである場合は、これを製造と見なさない。又、請負制の製粉、精穀、棉くりのごときものも製造としない。

(2) 鑛 業

鑛石の選鑛、精鑛、石炭の破碎、水洗、選炭は製造としない。

(3) 建 設 業

建設現場において行われる請負業者の製作作業を製造としない、但し、板金製品、コンクリート製品、テラゾー製品の製造が建設現場において請負業者によつて行われるものでなければ製造業に分類する。

(4) 卸賣及び小賣業

次のような種類の作業を行う事業所は製造業に分類しない

野菜、果物の出荷のための集貨、選別調整、牛乳の殺菌、瓶詰、堅果の剥皮、煎付、生鮮貝類、海産物の洗滌、殻剥、箱詰、

家庭消費者に主として直接販賣するために製造を行う事業所は製造業に分類しない。また自から製造に従事しないが、原材料を購入しこれを下請工場に委託して商品を生産させる製造問屋の如きも製造業に分類しない。

(5) 運輸、通信、その他の公益事業

車輛修理工場が車輛の建造又は修理を行う場合は製造業に分類しないが、車輛を新造する場合は製造業に含まれる。

(6) サービス業

前掲したように修理業、顧客制の製造は製造業に分類しない、たとえば動力洗濯業、自動車、機械、ラジオ、宝石、時計、家具、衣服、靴の修理業及び鍛冶業等である。